

東洋學報 第貳拾八卷第四號

昭和十六年十二月

論說

南宋初期に於ける見錢關子と
交子及び會子

加藤 繁

目次

一 緒言	四 會子
二 見錢關子	五 結語
三 交子	

一 緒言

北宋時代、紙幣は交子の名に依つて四川に行はれ、ついで陝西河東にも用ひられ、徽宗の崇寧中には閩浙荆湖を除いて殆ど天下一般にこれを行ふこととしたけれども、一年ならずし

南宋初期に於ける見錢關子と交子及び會子

て罷め、舊の如く四川、陝西、河東にのみ流通せしめ、錢引と呼んだのであつた。南渡の後、四川に錢引が行はれたゞけで、それ以外の宋の領土に於いては、紙幣は全く跡を絶つたが、紹興五、六年の頃、一時復た交子を用ひ、ついで同三十一年に至つて、東南一帯に會子を行ひ、かくて南宋の世を終ふるまで紙幣が大に行はれたのである。

一方には、見錢關子といふものが南渡の初から孝宗初年に亙つて發行された。これは、商人を募つて錢を或る地點に納めしめる場合、これに與へて、中央若しくは地方の或る官廳に齎して見錢に引換しめる證據書類であつて、その錢を納めしめるのは、國家の錢物を中央から地方に、若しくは地方から中央に輸送する費用と煩勞とを省く爲めに外ならぬ。この種の證據書類は、北宋では主として見錢交引、見錢公據と呼ばれ、その末期に及んで關子の語も用ひられた。見錢交引、見錢關子略しては關子等は本來政府發行の約束手形であるが、南宋初期の其れに關する文獻には一見紙幣のやうに感ぜられるふしもあり、近時の研究家の中でも、曾我部靜雄氏は紹興六年頃以後の關子が紙幣に變化したと云はれ、日野開三郎氏は紹興二十九年以後の關子を紙幣と斷定して居られるが、果して左様であらうか。

私は昭和十二年六月、東洋文庫で、支那に於ける紙幣の歴史を講演した時、南宋の見錢關子及び會子をあらましながら取扱つたが、ついで日野氏の「南宋の紙幣、見錢公據及び見錢關子の起源に就いて」が同年七月から九月に亙つて發表され、曾我部氏の「南宋の紙幣が同年十一月に發表された。二氏の研究の出でた今日に於いては、六菖十菊の譏を免れなからうが、

見錢關子の性質、それと會子との關係、初期會子の規制等については猶ほ考察の餘地が残されて居るやうに思はれるので、この一篇を公にすることゝした次第である。

一一 見錢關子

發行及び支拂の場處に依つて、南宋初期の見錢關子を分類すれば、地方官憲に依つて發行され中央政府に依つて支拂はれるものと、中央政府に依つて發行され地方官憲に依つて支拂はれるものとの二種とすることが出来る。逐次それを考察して見よう。

一、地方で發行され中央で支拂はれる見錢關子

この種の關子を稍委しく説明すれば、錢を地方に送る必要がある場合、その代りに、商人をしてその地方の官憲に錢を納めしめ、地方官憲はかねて朝廷から支降されて居る見錢關子を適當に商人に交付し、商人をしてこれを權貨務に持ち行いて見錢に引換しめるのであつて、その事例として先づ擧ぐべきは、建炎以來繫年要錄卷八、紹興元年十月壬午の條に見える次の記述である。

尙書省言、近分撥神武右軍、往婺州屯駐、合用錢理合椿辦、緣行在至婺州、不通水路、難以津搬、契勘便錢之法、自祖宗以來、行於諸路、公私爲便、比年有司奉行、不務經久、致失信於民、今來軍興、調度與尋常事體不同、理當別行措置、詔戶部、印押見錢關子、降付婺州、召人人中、執關子、赴杭、越權貨務請錢、每千搭十錢爲優潤、有僞造者、依川錢引抵罪、東南會子法、蓋張本於此。

これに依れば、婺州に駐屯する神武軍の費用を行在から送るの勞を省く爲め、戶部から見錢關子を婺州に降し、婺州に於いて商人を募つて錢を入申せしめ、これに見錢關子を與へ、權貨務に齎して錢の支拂を受けしめ、錢千文毎に十文の優潤即ちプレミアムを附し、若し偽造する者があれば、四川錢引の法に依つて處分することゝせられたので、これが南渡後に於ける見錢關子使用の初であつたやうである。四川錢引偽造者は、熙寧以來、官印文書の法に依つて罪することゝ爲つて居たが、宋刑統卷二偽造寶印符節律に依れば、諸の官文書印を偽寫する者は流二千里に處せられるのである。次に繫年要錄卷一紹興六年五月乙酉の條には、

言者略中又言。昨見朝廷令權貨務椿見錢二十萬緡。措置見錢關子。許淮南江東路行使。云云。

とあつて其の後、淮南江南諸路をして、婺州の場合と大體同様の方法に依つて見錢關子を發行せしめたことが窺はれる。同書卷二九紹興九年六月辛亥の條には、

陝西宣諭使周聿乞以赦書所免苗稅分爲十年均減。朝論以已行難追改。乃命樓炤相度陝西合用錢關子。茶鹽利息。及見收酒稅錢。措置贍軍。仍選可爲漕臣者以聞。新疆皆復三年租。州縣無所入。故聿請之。

とあつて當時陝西に於いても見錢關子が發行されつゝあつたことが知られ、同書卷七〇紹興二十五年十二月乙酉の條、戶部侍郎鍾世明の上奏中には、

比年以來、朝廷每月支降養食錢三十萬緡。又於數內尅還給關子錢。

とあつて、朝廷から支降せられる養食錢といふものゝ一部が行在に於ける見錢關子の支拂

に充當せられたことが窺はれる。同書卷八紹興二十九年閏六月丁巳の條には、

戶部言秋成不遠略○中令江湖浙西漕司選官置場或就客販增價收糴米共二百三十餘萬石

略○中每石降本錢二十西○十四是貫の以關子茶引及銀充其數從之。

とあつて江南荆湖浙西諸路に於いて關子並に茶引銀を以つて米を收糴することが見え同年五月丁卯の條及び同書卷八紹興三十年五月庚戌の條にも兩淮湖廣の關子に關する記述(下文參照)が見え又た宋會要食貨四○隆興元年七月二十五日の條には、

戶部言略○中支降度牒見錢關子等令逐路轉運司拘收照應市價低賤去處依時價盡本通融收糴好米略○中從之。

とあり八月一日の臣僚の言には、

昨降指揮支給關子一百萬貫前去兩淮置場收糴米斛云云。

とあり九月十四日の條には、

戶部言略○中江西累歲豐熟米價低平乞收糴米一百萬石以備支使合用本錢并起綱水脚糜費錢共約計二百萬貫於左藏庫椿管銀支降四十萬兩併下禮部給降空名度牒八百道權貨務印造三合同關子三十五萬貫差樞密院使臣五員管押前去專委本路沿流州軍守臣置場和糴云云。

とあつて或は専ら見錢關子を或は關子並に銀度牒等を逐路若しくは兩淮若しくは江西に降して米斛を收糴せしめたことが見えて居る。紹興九年以後の事例には關子の扱方は述

べられて居ないけれども、それはいづれも地方に於いて振出され中央に於いて支拂はれるもので、上掲繫年要錄紹興元年十月壬午の條に見える婺州見錢關子のそれと大體同様であつたと見るべきであらう。要するに、地方で發行され中央で支拂はれる見錢關子の利用は紹興の初から行はれ、大體繼續して紹興末年に至り、又た隆興初年に至つたと見てよいやうである。

繫年要錄の紹興四年五年六年の條には、見錢關子の支拂に關する、注意すべき記述が掲げられて居る。即ち卷八三、紹興四年十二月丙申の條には、

提轄權貨務都茶場郭川等請令臨安府本務將每日入納錢三分之一椿還見錢關子。仍俟客人身到而許合之時朝廷降見錢關子爲糴本。而川等言未有關防。故有是請焉。

とあつて、行在權貨務に齎された關子の支拂の爲めに、毎日權貨務收入見錢の三分の一を充當するやうに奏請されたことが見えて居る。卷八四、紹興五年正月丁巳の條には、

詔權貨務每日入納錢以其半支給見錢關子。用戶部尙書章誼請也。時州縣以關子抑配民間充糴本。權貨務又止以日納錢三分之一償之。阻滯者多。人皆怨嗟。故誼以爲請。

とあつて、前年末の郭川の請が聽されて、權貨務日々の收入の三分の一を關子支拂に充てることゝ爲つて居たが、こゝに至つて、日納錢の二分の一をその用に充てることゝ爲つたことを傳へて居る。卷一〇一、紹興六年五月乙酉の條、言者の上奏の中には、

竊見前年和糴用見錢關子而已赴權貨務請錢者、以分數支。民間行使亦以分數論。去年和糴

關子。一。百。三。十。萬。先令。權。貨。務。椿。足。日。具。數。申。省。部。民。間。行。使。亦。依。見。緡。用。

とあつて、權貨務に赴いて錢を請ふ者に分數を以つて支すと云つて居るが、これは上記紹興四五年の記述に漏れた事實の半面を補足するものであつて、權貨務收入の幾分を以つてしては、日々同務に赴いて見錢引換を請求する商人に對して關子額面の全額を支拂ふことが出來ず、その何分の一かを支拂つたといふことである。さうして、去年和糴關子一百三十萬、先令權貨務椿足云云とあるのは、紹興五年正月、日納錢の半を支拂に充てたことを指すのか、將た又たその後の或る施設を指すのか詳でないが、ともかくも關子額面全額を支拂ふやうに爲つたことを示すものである。以上三箇條に見える見錢關子は糴本として用ひられたものであるから、和糴の盛に行はれた江浙荆湖方面で主として發行されたものと見て大過無いであらう。見錢關子は本來錢を納めた商人をして權貨務に齎し行いて見錢の支拂を受けしめる爲めのものであるから、權貨務に於いては關子發行全額に相當する支拂資金即ち本錢を用意すべきものであるが、財政困難を極めつゝある際として、初には支拂資金についてしかとした定めもなく、恐らく其れに數倍する關子が發行されたのであらう。さうしてそれが爲め關子の信用を害し、意の如く運用出來ないので、上に述べたやうな施設を試みられ遂に發行額同様の支拂資金が準備されたのであらう。しかしながら、それは恐らく暫時のこと、やがて復た本錢以上の多量の關子が發行されたのであらう。これは稍後の例ではあるが、紹興末及乾道初年の記録に關子が消化されない爲め、地方官が私に關子をそのま

ま米價の支拂に充てたことが屢見えることに依つても推想されるのである。尙ほ上掲紹興六年五月乙酉の言者の上奏に「民間行使云云」とあるが、行使の語が關子に對して用ひられる際には、官からの發行を意味することゝ、民間に於ける或る程度の流通を意味することゝあるが、右の場合、後の意味であることは明瞭である。或る程度の流通が何を指すかは後に検討するであらう。

紹興二十九年及び三十年、兩淮湖廣等で發行された見錢關子は、從來の關子と稍條件を異にしたものであつた。繫年要錄卷八紹興二十九年五月丁卯の條に曰く、

戸部侍郎趙令諤等言、諸路屯駐大軍、例當貼錢應副。欲下權貨務場、印給公據關子、赴三路總領所招誘客人等請買。淮西湖廣各關子八十萬緡、淮東公據四十萬緡、皆自十千至百千。凡五等。內關子作三年行使。公據作二年。許錢銀中半入納。依自來優潤分數從之。

公據とは本來政府から出した一切の證書を指す言葉であるが、右の場合では見錢關子と殆ど同じ性質の手形を意味して居るやうである。恐らく關子といふものゝ餘りに多く發行されるのを避けて、その一部を公據と稱へたに過ぎなからう。右の記事に依れば、此の時發行された關子及び公據は額面が十千即ち十貫から百貫に至る五等に分たれ、關子は三年間行使を聽され、公據は二年間行使を聽され、さうして支拂の際には從來の通り優潤が附せられたのである。額面を一定することは紙幣に類して居るが、必しも紙幣に限らないので、北宋元豐中、陝西で發行された公據にもその例を見るのである。行使の期限を三年若しくは

二年としたことは、四川交子の三年を一界としたのに幾分類似して居るけれども、四川交子の如く、三年毎に新舊相換へるといふことがないから、界制とは認めがたく、従つて關子八十萬公據四十萬といふのも、この時の發行高に過ぎないので、一界の發行定額と見るべきではない。行使はこの場合に於いても、民間に於ける或る程度の流通を意味するものと思はれるが、その程度は如何に解すべきであらうか。この關子及び公據には、後の會子の如く、國家の收支に用ひるといふ、貨幣の性質を示す規定は無いけれども、若し行使といふことが交子錢引や會子のやうに錢の代用物として一般に使用されることを意味するならば、やはり紙幣であつたとしなければならぬが、如何であらう。尙ほ同書^{卷八}一紹興三十年五月庚戌の條にも、

用右文殿修撰知臨安府錢端禮議復令權貨務給降諸軍見錢公具の[○]據關子三百萬緡爲楮幣張本。淮東總領所四十萬緡。淮西湖廣總領所各百二十萬緡。平江府宣州各十萬緡。聽商人以錢銀中平の[○]半請買。

とあつて、紹興三十年、引續いて關子公據を淮東、淮西湖廣及び平江府宣州に降し、商人を招いて請買せしめたことを傳へて居る。「爲楮幣張本」とあるに依つても、この關子公據も幾分紙幣に類した條件を具へたことと思はれ、従つて前年同様、額面價格や行使期限が定められて居たことと想像せられる。

當時兩淮湖廣で發行された見錢關子等は、その發行された路分のみでなく、廣く各路に互つて行使す

ることを聽されたやうである。これは、稍後の事例ではあるが、宋史食貨志下三、會子湖廣の條に、孝宗隆興元年、湖廣總領所から發行された直便會子が湖北一路にのみ通行し、商賈の爲めに不便であるに因つて、淮西の關子及び茶引を湖北轉運司に付して直便會子を收換せしめたことを述べ、淮西關子を廣く諸路に行はれるものとして居ることに依つても察せらる。

さて紹興二十九年五月の趙令諤の上奏や、紹興六年五月の言者の上奏に見える行使の語は、如何なる程度の流通を指して居るのであらうか。これは見錢關子の性質を決定するについて最も重要な問題である。繫年要錄卷八紹興五年二月乙亥、殿中侍御史張絢の上奏に、諸路の弊政を指摘した中に、

又有貼納關子蓋造蓆屋兩色錢。此朝廷所不知也。貼納關子錢者。當時戶部之意。止謂搬運見錢。脚重。民却有願來臨安就請者。乃以關子爲公私兩便之利。今乃不然。民間多有不願兌便者。州縣不免以等第科俵。及執關子赴臨安府權貨務。則官司却無見錢。惟有等守留滯之患。而所得十纒六七。略中此二者監司不敢輒發。則陽爲不知。州縣不敢申明。云云。

と云つて居る。これに依つて、見錢入納の募りに應ずるもの乏しき場合には、州縣に於いて私に戸の等級に照して人戸に關子を割當て、見錢を以つてこれを買取らしめたことが知られる。前に引用した如く、同書卷八紹興五年正月丁巳の條に

時州縣以關子抑配民間充糴本。權貨務又止以日納錢三分一償之。阻滯者多。云云。

とあるのは、これと同じ事實を述べたもので、抑配民間とは戸等に依つて人戸に關子を買取

らしめることを謂ひ、充糴本とはかくして得た錢を糴本として米穀の收糴に充用することを謂ふのである。又同書卷八一紹興二十九年六月癸酉、右正言都民望の上奏には、兩浙江南湖廣に於いて銀茶引並に關子を糴本として降す場合のことを述べて、

又以銀折錢須依市價折支。方使人無詞說。茶關○茶引○充本○須刷實錢○應副方得事務濟集。
と云ひ、これに關聯して上つた戸部の奏議にも、

其關子茶引並令漕司先免見緡。

と云ひ、關子を必ず先づ見錢に易へて然る後に使用すべきことを力説して居り、宋會要食貨四〇乾道三年閏七月二十八日、敷文閣直學士劉琪の上奏には、

和糴之弊、湖南江西爲尤甚。○中州縣既乏緡錢、將何置場收糴、民間關引無用、則與白著一同。

とあつて、湖南江西に於いて關引即ち關子を見錢に易へずしてそのまゝ和糴の用に充て、白著と同様であつたことを痛言し、同四年五月三日の戸部上奏には、

朝廷每給降見錢關子、末茶引度牒乳香品搭錢銀、下江浙州軍和糴米斛、訪問多不遵元指揮置場和糴、却於民間科敷收糴、實爲擾。理合別行措置。今更不支降度牒關引、欲改降新印會子。云云。

とあつて、江浙州縣に於いて見錢關子及び茶引等を錢に易へず、そのまゝ民間に割當て、米を糴したことを述べ、この弊を免れんが爲め關子度牒の類を一切支降せざるべきことを主張して居る。蓋し地方官が私に見錢關子を米價の支拂に用ひることは紹興末期から行は

れ出したので、前掲都民望及び戸部の上奏はこれを阻止せんと試みたものに外ならないであらう。要するに見錢關子は、兌便を望む商人を募つてこれを請買せしむべきであるに拘はらず、紹興の初期から既に一般人民に割當て、買取らしめ、その錢を糴本に充てることが起り、ついで紹興の末から孝宗初年にかけては、關子を錢に易へず、そのまゝ民間に科敷收糴することが行はれたのである。而もそれはいづれも地方官が私に行つたことで、國家の承認しないところであり、特に關子を錢と同様に支拂に用ひることは、政府からは嚴に戒飭せられ、人民からは最も忌避されたことを認めなければならぬ。いはゆる行使が貨幣としての一般の流通を指すものでないことは明瞭であると謂つてよからう。

顧ふに見錢關子及び公據は商人主として兩淮湖廣地方に活動した客商の間に於いて大價格の取引に利用されたのであらう。この方面には盱眙には盱眙軍を首として十近い權場があつて金との貿易が行はれ、又た宋の軍隊が所在に駐屯したので、貿易に従事し、若しくは軍需品を賣込む大商人が少からず往來し、彼等は時として回貨を持たず、鉅萬の錢銀を携へて江南に還らんとすることもあつたはずであり、左様な場合には運搬の勞を省き、併せ優潤の利を得んが爲め、喜んで見錢關子を買取つたであらうし、又た彼等同志の間に於いて、延いては東南の一般大賈の間に於いても、巨額の取引を決濟する爲めに見錢關子を授受することもあり、鹽鈔茶引其他の證券類を扱ふ特殊の商店たる取引鋪に依つて賣買されることもあつたであらう。民間の行使といはれ、三年若しくは二年の行使を聽すといはれた行使

はこの程度の流通を指すに過ぎないので、決して一般に賣買取引の具として使用されたことを謂ふのではない。紹興二十九年の兩淮湖廣の關子及び公據が十貫より百貫に至る五等とせられ、四川の交子が一道一貫文であり、紹興末より行はれた東南會子が一貫二貫三貫及び二百文三百文五百文の六種から成立つたのに比して頗る大きい價格であつたことも右の推定の成立を助けるに足るであらう。

繫年要録卷一紹興六年十月庚申の條に、右司諫王縉言、州縣和糴關子、勘合繳連、多所阻滯、乞令只於關子背批繫年月日州名用印給付、任其使行、從之とある。この文の意味は明瞭でないが、恐らく見錢關子を他人に讓渡す場合、州縣官から證明書を得てとち附けることゝ爲つて居り、取引に不便なので、以後それを罷め、官に於いて關子の面に年月日及び州名を記入して、簡単に承認の意を示すやうにしたことであらう。かやうな規則が此の後引續いて行はれたかどうか詳でないが、ともかくも見錢關子の性質を窺ふに足る一資料であらう。

右に述べたところが誤りでないとすれば、紹興二十九年兩淮湖廣で發行された見錢關子及び公據は一見紙幣かと思はれるけれども、實は左様でなく、やはり政府發行の約束手形であり、有價證券に類するものであつたと謂はなければならぬ。それ以前及び以後の見錢關子も勿論同様で、紹興六年頃の關子に就いての記述にはそれが紙幣かと思はれるやうな點もあるけれども、決して左様でなかつたのである。

見錢關子は、その本來の目的を踰えて民間からも政府からも利用された。客商等が大取引の決済に用ひたのもそれであり、政府が本錢以上に多量に發行して民間の資金を吸収し、

収入の不足を補はんとしたのもそれである。しかし本錢以上に多量に發行するといつても、見錢關子の性質上、四川の交子錢引などよりも遙に多くの本錢を要するので、政府は關子利用を罷めて紙幣制度に乗換へんとした。紹興六年の交子務設立及び紹興三十年の會子務設置がそれである。さうして紹興二十九年の兩淮湖廣の關子公據の發行は恐らく會子發行の前提として行はれたもので、その行使期間を定めたのは、行使を制限する意味ではなく、寧ろその比較的長期に亙る流通を鼓吹し誘導し、やがて樹立さるべき紙幣制度の受入れを容易ならしめんと企てたものと察せられるので、それは畢竟民間の關子利用を更に利用したものと謂へるであらう。繫年要錄卷八一紹興三十年五月庚戌、兩淮湖廣に關子公據を降すの條に、爲楮幣張本とあるのも上に述べたやうな意味に解すべきであるが、しかし楮幣の張本に擬せられたのはこの時の關子公據だけでなく、その前年の關子公據が既に左様であつたと見てよからう。

二、中央で發行され地方で支拂はれる見錢關子

繫年要錄卷九六紹興三年十月己亥、殿中侍御史常同が提舉權貨務都茶場張純を彈劾した上奏文の中に曰ふ、

權分執政勢動中外。有違其意。立見禍患。每客人入納稀少。則強抑交引鋪戶。先次納錢。給空名文。○交の誤鈔俟入納擁併日。旋填姓名。出納不公。姦狀暴著。云云。

これだけを見れば、何の爲めに客商をして錢を入納せしめるのか、それをどう處置するの

不明であるが、次に引く二つの文獻と對照すると、略その事情を窺ふことが出来る。同書一卷六六、紹興二十四年正月己卯の條にいふ。

戶部言、諸州上供經總制等錢、在法雖許置輕齋起發、緣價直比之行在往往高貴、欲將諸路州軍不通水路去處、每貫帖支客人、兌便優潤錢三十文、却於州縣從來起綱合破糜費脚剩○觀乘錢內支給、庶幾公使兩便、從之。

この上奏の意味は、諸州より行在に送るべき上供經總制等の錢は、法規上、輕齋即ち金銀の類に買換へて發送することが出来るけれども、當該地方に於ける金銀類の價が往往にして行在よりも高いので、實行が困難であるから、願はくは商人を募つて行在左藏庫に或る州の上供等の錢として、錢銀を入納せしめ、さうしてその州に赴いて、拂戻を受けしめ、その際兌便優潤錢每貫三十文を増給することとし、優潤錢は該州に備へある起綱合破糜費脚乘錢の内より支出したいといふことであつて、商人を募つて行在左藏庫に錢を納めしめることは全く省略されて居るのである。尙ほ同書八二紹興二十九年五月戊寅の條には、

戶部侍郎趙令諤等言、客人齎錢銀、赴左藏庫送納、却兌支江浙荆湖福建等路、合起赴行在綱錢、既免起綱勞費、又無拋失之患、公私兩便、若更加優潤、庶可兌納增廣、除福建等路依元旨外、

餘路州軍、每千支優潤錢、自九文至五十文、凡十五等、並于應起脚乘糜費內支給。○中從之、とある。この趙令諤等の上言は前に掲げた紹興二十四年正月の戶部の上奏に見えるところと大體同様で、江浙荆湖福建等の諸州軍から行在に送るべき上供等の錢を商人をして代

つて左藏庫に納めしめ、諸州軍に赴いて拂戻を受けしめ、その際福建以外の路分に於いては九文より五十文に至る十五等の優潤錢を増給することゝしたいといふので、比較的詳細に記され、これより推して紹興二十四年正月の戸部上奏に關する記述の意味をも明瞭に把握することが出来るのである。さうして最初に擧げた紹興三年十月の張純彈劾の記事に見える事實もこれと同じ性質のものと思はれるのであつて、右記事に客人入納とあるのは、商人をして上供錢に引き當つべき錢銀を左藏庫に入納せしめることを指し、その場合商人の募に應ずるものが少ければ張純は取引鋪を強制して商人に代つてその錢銀を納めしめ、空名の交鈔を與へ置き、商人群れ來るに及んで、取引鋪よりその交鈔を商人に賣渡すことを聽したのであつて、その商人は指定された州軍に赴いて錢の償還を受けたと見なければならぬ。紹興二十四年及び二十九年の記事には、商人に證書を與へることが述べられて居ないけれども、實際にはそれを與へたこと萬々疑なく、さうしてその證書並に張純彈劾の上奏に見える交鈔は取も直さず見錢關子であつたであらう。右三つの記録に依つて、紹興中、商人をして中央政府に錢銀を入納せしめ、これに見錢關子を與へて諸路州縣に赴いてその償を受けしめることの行はれたのが知られる。

要するに、南宋初期に於いて二種の見錢關子が行はれ、前者は中央より軍費若しくは和糴代價を地方に送る費用と煩勞とを省く爲めのもの、後者は地方より上供錢物を中央に送る費用を省く爲めのものであつた。二種の内第一のものが盛に行はれたことは、これに關す

る事例の累見疊出することに依つても窺はれる。第一種が官發行の約束手形であつて紙幣でないことは前に述べた通りであるが、第二種も同様と見てよい。第一種を偽造するものを官印文書法に依つて處分することは早く定められたが、これは第二種にも適用されたであらう。

三 交 子

繫年要錄卷二 紹興五年八月壬寅の條に、

罷荆南營田司。令安撫使措置官兵耕種。略○中又以歸州還隸安撫使王彥。皆用都督行府奏也。

初彥自梁州以所部之鎮至荆南。而鎮撫使解潛已去。倉廩皆竭。彥懼不可留。卽引兵追潛至鄂州。會張浚平湖賊還。與之遇。復勸彥還。彥自枝江居舊治。時軍儲不繼。乃倣川錢引法造交子。行於荆南管内。漸措置屯田。爲出戰入耕之計。云云。

とあつて、歸峽荆門公安軍安撫使王彥が、川錢引の法に倣ひ、交子を造つて管内諸州軍に行つたことが見える。王彥は都督諸路軍馬張浚の股肱の一人で、浚の計らひに依つて陝西から荆南に來つたものであるが、その安撫使に任ぜられたのは紹興五年四月、督府參謀と爲つて去つて行在に赴いたのは六年六月であるから、交子を發行したのも此の間の事であつたらう。この交子はどんな規則に依つて發行されたか詳でなく、且つ王彥一己の臨機を取計らひで、その行はれたのも彼の在任中一年前後に過ぎなかつたのであるが、ともかくも南渡後、

四川以外に行はれた殆ど最初の紙幣であつたやうである。

紹興六年に至つて、行在に於いて交子が發行され、これが爲めに行在交子務が置かれたが、これに先だつて都督行府主管財用張澄の請に依つて交子三十萬貫が印造され、江南淮南に使用されたことは、繫年要錄八卷九紹興六年二月甲辰の條に、

置行在交子務。先是都督行府主管財用張澄請依四川法造交子。與見緡並行。仍造三十萬。用於江淮矣。云云。

とあるに依つて知られる。この江淮の交子の發行された年月、それと荆南の交子との前後などは詳でないが、恐らく荆南に於いて先づ發行され、ついでそれに模倣して江淮でも發行されたのではないかと想はれる。尙ほ要錄には、上文に續いて次のやうに記されて居る。

至是中書言。交子錢引並沿邊糴買文の交鈔。皆係祖宗舊法。便於民間行使。自軍興以來。未嘗檢舉。今商賈雖通。少有回貨。已做舊法。先椿一色。見緡。印造交子。分給諸路。令公私並同見緡行使。期於必信。決無更改。詔諸路漕司榜諭。遂造百五十萬緡。充糴本。將悉行東南焉。

又た同書卷一紹興六年五月乙酉の條には、

略上初用張澄議。置交子務於行在。今年甲辰而未有所椿見錢。於是言者極論其害。以爲四川交子。行之幾二百年。公私兩利。不聞有異議者。豈非官有椿架之錢。執交子而來者。欲錢得錢。無可疑者歟。今行在建務之初。印造三十萬。令權貨務椿發。見錢矣。續降指揮。印造和糴本錢。交子兩浙。江。東。西。一。百。五。十。萬。而。未。聞。椿。撥。此。錢。何。以。示。信。於。人。乎。云云。詔戶部勘賞。三月癸巳

又言、昨見朝廷令權貨務椿見錢二十萬貫、措置見錢關子。○中其後有司措置、浸失本意、因改爲交子。欲廣行用、除初造見錢關子一十五萬貫、已係都督行府、借撥戶帖錢、椿充本錢外、後來所造廣南福建等六路交子三十萬、兩浙路交子一十萬、臨安府界小交子一十萬、并見造江南兩浙預充糴本交子一百五十萬、其合用錢本、並未見椿管、由是遠近士民、議論紛然、皆以爲不便。云云。又言云云。四月辛丑降旨

とある。これ等の記述を綜合すれば、紹興六年二月の交子務設立も都督行府主管財用張澄の建議に因つたので、そこで印造された交子は兩浙江南東西福建廣南に於いて主として糴本として使用され、臨安府界に於いても用ひられ、前から行はれつゝあつた淮南東西を加へて少くとも六七路に見錢同様に流通せしめられるわけであつたが、最初の聲言に反して本錢の準備が殆ど無かつたので、士民一般に不便とせられ、三月四月の頃には非難の聲が囂々たらんとしたことが窺はれる。ついで工部侍郎趙鼎、刑部尙書胡交修も上奏して交子の害を述べ、江西制置大使李綱も書を右僕射兼都督諸路軍馬張浚に遣つてその不可を力陳した。これは上掲繫年要錄○卷一並に梁溪集○卷四一與右相乞罷行交子劄子に依つて知られる。此等の人々の意見は、要するに、交子、本少くして而も出づること多ければ、その市價下落し、百物増貴し、見錢は富室に入り、交子は市井と官中とに充滿して、窒礙行はれざるべく、民に便ならざるのみならず、官に於いて不便尤も甚しからんといふにあつた。かくて六年五月乙酉を以つて交子を罷め、糴本としては復た見錢關子を用ふることとせられた。交子務は權貨務提

轉官魏彥弼の提議に依つて猶ほ存し置き、關子の印造を掌らしめられたが、六月乙卯に至つて遂に廢せられた。これ等の事は繫年要錄卷一一五月乙酉の條及び同書卷一紹興六年六月乙卯の條に依つて知られる。

繫年要錄、紹興六年五月乙酉の條、四月辛丑降旨と註せられた言者の上奏には、交子の利害を併せ舉げた後、

所謂害者、固已在於目前。

と云つて居る。李綱の右相に與ふる筈子には、

本路和糴米二十萬石。其所降糴本。以三分爲率。約計一分係新法。交子二分係金銀勅牒等。其交子尙未降到。云云。

と云ひ、その終には、

伏望鈞慈更加詳察。特賜敷奏。早行寢罷。勿待公私已受其弊。見不可行而後改。天下不勝幸甚。と云つて居る。この筈子の書かれた時は詳でないが、恐らく四、五月の頃であらう。その頃江南西路には糴本として降さるべき交子もまだ到着せず、従つて弊害の起るわけもなかつたのである。よつて願ふに、交子の廢止された頃、都に近い處では既に若干の弊害が現はれつゝあつたので、さればこそ言者も害目前に在りと云つたのであるが、諸路は交子が遍く行渡る程にも達しなかつたやうである。交子の廢止は弊害甚しく、到底維持することが出来なくなつてから行はれたのでなく、將來を洞察して早く斷行せられたものと謂ふべきであ

らう。

紹興六年交子を設けたのは、錢の缺乏にも關聯しないではないが、主として財政上の見地に因つたのであらう。從來見錢關子を糴本支辨に利用しつゝあつたけれども、關子は發行額と殆ど同額の支拂準備を用意しなければ圓滑に運用しがたいのに引換へ、交子は少額の本錢を以つてして事足るとなし、彼れを棄て、此れに乗換へようとしたもので、計畫者の意中では、殆ど無本錢の紙幣を行ひたいと考へたのであらう。宋史^{六卷}三李光傳に、紹興初期彼が禮部尙書であつた時の事として、

議臣欲推四川交子法於江浙。光言、有錢則交子可行。今已謂椿辦若干錢、行若干交子。此議者欲朝廷欺陛下、使陛下異時不免欺百姓也。若已椿辦見錢、則目今所行錢關子、已是通快。何至紛紛云云。」

と記して居る。これは明に紹興六年の交子設定に關する事實である。李光が、若干錢を椿辦して若干交子を行ふと謂ふは、此れ陛下を欺き、陛下をして異時百姓を欺くを免れざらしむるなり」と云つたのは、正しく交子計畫者の意圖を看破したものと謂つてよからう。かく無本錢に近い交子が計畫されたのは、恐らく軍費支辨と關係があるのであらう。これより先、紹興四年には金齊の聯合軍が入寇したので、高宗親征し、諸將力戰してこれを破り、五年には趙鼎、張浚、左右僕射と爲つて國論を定め、浚は都督諸路軍馬を兼ね、出でて師を督し、韓世忠、劉光世、張俊、岳飛等を江淮湖廣に配置し、進んで中原を圖らんとし、軍費は益増加したのであ

る。無本錢の交子はこの増加せる軍費の支辨に利用せんとしたもので、さればこそ都督行府主管財用張澄に依つて建議されたのであらう。

四 會 子

紹興六年交子が廢止された後紙幣發行の策は暫く放棄されて居たが、紹興の末に至つて再び取上げられ實行されることゝ爲つた。これについて繫年要錄卷八七紹興三十年十二月乙巳の條には、

初命臨安府印造會子。許於城内外與銅錢並行。至是權戶部侍郎兼知府事錢端禮乞令左藏庫應支見錢。並以會子分數品搭應副。從之。東南會子自此始。

とあり、同書卷八八紹興三十一年二月丙辰の條には、

置行在會子務。後隸都茶場。悉視川錢引法。行之東南諸路。凡上供軍需。並同見錢。仍分一千二千。三千。凡三等。蓋戶部侍郎錢端禮主行之。仍賜左藏庫錢十萬緡爲本。初命徽州造會子紙。其後造於成都。

とあつて、紹興三十年十二月以前から、臨安府に於いて會子を發行し、城の内外に流通せしめて居たが、この月に至り、知府錢端禮の乞に依つて國庫たる左藏庫の支出にも、錢銀と共に一定分數の會子を用ひることゝし、さうして翌三十一年二月、行在會子務といふ會子の專任機關を設けて權貨務都茶場に隸屬せしめ、一千文、二千文、三千文といふ三種の會子を造つて東

南諸路に行ひ、上供や軍需にも見錢同様に使用することゝしたなどを示して居る。これは會子創設に關する重要な記述であるが、これだけでは不十分なので、次に他の文獻をも參照し、項目を分つて考察して見よう。

一、會子の由來 繫年要錄と編者を同じうする建炎以來朝野雜記一甲集卷東南會子の條に、當時臨安之民復私置便錢會子豪右主之錢處和○端禮爲臨安守始奪其利以歸於官既而處和遷戶部侍郎乃於戶部爲之三十一年春遂置行在會子務云云。

とあつて、錢端禮が會子を行ふに先だつて、民間に於いて私に便錢會子を置き、豪右が之を掌つたといふことが見えて居る。又た衛涇の後樂集五卷一知福州日上廟堂論楮幣利害筭子には、

紹興末年因軍興復置交子務體做民間寄附會子○印造官會張官置吏論建漸廣云云。とあつて、民間の寄附會子に體做して官會を造つたといふことが見える。繫年要錄卷九紹興五年九月乙酉の條にも、

詔臨安府在城寄付充便錢會子○母得出門仍依在京小平錢法立定刑名用守臣梁汝嘉請也。都人不以爲便○翌遽罷之。

とあつて、寄付充便錢會子の出門を禁じ、忽ちこれを罷めたことを述べて居る。寄付とは物を人に預けること、寄託すること、唐宋の文獻に屢見えて居る。便錢は本來送金爲換を指す語で、便換、兌換なども謂ひ、送金爲換の發行を求めて錢を拂込むことを入便、便納、取便な

どと謂つた。在城寄付充便錢會子とは錢を寄付して便錢に充てた會子といふ意味で、臨安より外郡にあつた送金爲換を指すのであらう。洪适の盤洲文集拾遺の部に見える戸部乞免發見錢筭子は、紹興の末彼が知徽州であつた時に上つたものであるがその中に、

小郡在山谷之間。無積鎰之家。富商大賈。足跡不到。貨泉之流通于鄙肆者甚少。民間皆是出會子。往來兌使。の便。今若一旦拘刷見錢發納。不半年一歲。卽見錢竭。無以流布善後。

とあつて、徽州管内に於いて商人が會子を出して往來兌便したことを傳へて居る。往來兌便とは、便錢の法によつて債務を決済することをいふのであらう。宋代に於いて民間の便錢が如何なる人に依つて取扱はれたかは詳でない。専門の金融業が今日のやうに發達して居たわけではないから、便錢を業とする特殊の商人があつたとは考へにくい。恐らく信用ある大商人が行つたので、それには他の地方に於いて有する債權を利用して、それを送金依頼者に振換へたので、送金爲換は、取扱者の側から見れば爲換手形に外ならなかつたのであらう。徽州管内の諸邑では、見錢が乏しいのと山谷に阻てられて居るのにと因つて、必しも大商人のみでなく、多くの商家が、他の邑に存する債權をたどつて債務者に爲換手形を書き與へ、その手形が輾轉流通したので、民間皆是出會子。往來兌便。とはかゝる事實の簡單な表現であらう。紹興五年、一時、寄付充便錢會子の出門を禁じたのも、それが、一面に於いて爲換手形であつて、臨安商人の外郡商人に對する債權を帳消にするもの、外郡から臨安へ見錢の流入する機會を滅殺するものであつたからであらう。以上述べたところに依つて、臨安徽

州等恐らく東南一帯に於いて會子の名の下に爲換手形の行はれたことが窺はれるのであるが、臨安の寄付便錢會子と呼ばれるものには、この外にいま一つの種類、即ち初期の交子のやうに、錢を預かり、その預り證として發行され、見錢に代へて使用される手形があつたやうである。(私は假りにこれを錢手形といはう)これは紹興末、臨安府發行の會子が民間の會子に倣つたものであつたことに依つて推定せられる。但し臨安府發行の會子は民間の請買には勿論應じられたであらうが、主として官獨自の意志に依つて發行されたもので、民間の錢手形が錢を預かつて然る後發行されたとは頗る相違するのである。願ふに民間の錢手形も後には他人の要求を俟たず、勝手に發行され、而も多年の信用に依つて圓滑に流通しつゝあつたのであらう。知臨安府錢端禮は此の利を奪つて官に歸したので、彼は臨安府から錢手形としての會子を發行すると同時に民間商人の會子發行を禁じたやうである。會子の語は北宋時代から手形の意味に用ひられて居たが、南宋の初、臨安に於いても會子の名の下に少くとも二種の手形が行はれ、さうしてその一つである錢手形に倣つて臨安府の會子制度が創立されたと見るべきである。

臨安府でいつから會子を發行したかは、十分明ではない。咸淳臨安志^{卷七}四秩官五に依れば、錢端禮は紹興三十年二月十五日知府と爲り、七月十一日轉じて戶部侍郎と爲り、九月三日權戶部尙書を以つて再び府事を權知し、三十一年正月十九日官を罷めたのである。朝野雜記に、錢處和爲臨安守。始奪其利、以歸於官、既而處和遷戶部侍郎、乃於戶部爲之。とあるのが大體

正確であるとするれば、臨安府で始めて會子を發行したのは、錢處和が知府であつて、戶部侍郎でなく、又た權戶部尙書でなかつた紹興三十年二月乃至七月の事としなければならぬ。さうして紹興三十一年七月、戶部侍郎と爲つて後、戶部——恐らくその所屬たる權貨務——に於いてこれを印造することとしたので、此の年十二月、彼の奏請に依つて左藏庫の支出に會子を品搭することゝ定められた時には、會子印造の事務は既に戶部に移つて居たのであらう。會子務の設けられた二月には、錢端禮は官を解かれて居たが、會子制度の確立は既定の國策であつたので、彼の在ると否とに拘はらず、順當に進捗したものと思はれる。

錢端禮は繫年要錄に依れば、紹興三十年の五月庚戌以前に於いて、兩淮湖廣等に見錢關子及び公據三百萬緡を降して楮幣張本と爲さんことを提議し、採用されたのである。これは臨安の會子を府營とした前のことか後のことか明でないが、ともかくも彼は會子府營と前後して兩淮湖廣に紙幣を行ふ預備工作を施さんと盡力したものと見える。但しその前年の五月乙卯、戶部侍郎趙令眼の議に依つて兩淮湖廣に降され、關子公據二百萬が既に行使期限などを定めて楮幣の張本たらしめんとしたものであることは、前に述べた如くである。

されば紙幣復興を企てたのは、錢端禮一人でなく、趙令眼も左様であり、他にも若干の同志があつて、それ等の意見は、隱然重きを爲したことが想像されるのである。

二、會子の種類 紹興三十一年二月、會子に一千文、二千文、三千文の三等を設けたことは、既に引用した如く、繫年要錄に見え、又中興兩朝編年綱目二卷一にも見えて居る。さうして孝宗

の隆興元年、五百文三百文二百文の會子をも造つたことは、宋史食貨志下三、文獻通考九卷に見える。會子の額面價格は、紹興二十九年三路で發行された關子及び公據に比して餘程少額である。これはその貨幣たる性質より來る當然の結果であつたのである。

三、本 錢 上文に引用した如く繫年要錄八卷一紹興三十一年二月丙辰の條には、仍賜左藏庫錢十萬緡爲本とある。山堂考索後集卷六二楮幣類及び中興兩朝編年綱目二卷一に記すとくろも同様である。然るに林圃の源流至論續集四卷楮幣の部には、

紹興間、陳季若若請行交子於諸路。我高宗詔於都茶場置會子務。撥左藏錢一十二萬貫爲本。

會要。紹興末。陳季若の諛。請行交子法於諸路。其後上用錢端禮言。行於東南。三十一年。詔於都茶場置會子務。撥左藏錢二十八萬貫爲本。

とあつて、本文には左藏の十二萬貫を本としたと云ひ、原註には會要に依つて二十八萬貫と云つて居る。顧ふに、初に十二萬貫の本を降し、ついで増して二十八萬貫としたのではあるまいか。さうして要錄其他には十二萬貫を略して十萬貫といつたのであらう。

四、會子と上供軍需 繫年要錄八卷九紹興三十一年三月甲午の條に、

戶部奏、左藏西庫見錢不多。所有月支券食等錢、欲銀會品搭諸司百官、以十分爲率、六分折銀、四分會子、軍五分折銀、三分見緡、二分會子、從之。

とあつて、左藏庫より毎月支出する文官の俸給は銀六割、會子四割を用ひ、軍士のそれは銀四割、見錢三割、會子二割を用ひることとしたことを傳へて居る。同書九卷一紹興三十一年七月乙未の條には、

詔新造會子。許於淮浙湖北京西路州軍行使。除亭戶鹽本錢並支見錢外。其不通水路州軍上供等錢。許盡用會子解發。沿流諸州軍。錢會各半。其諸軍起發等錢。並以會子品搭支給。用戶部請也。

とあつて、水路の便無き州軍より奉る上供其他の錢は全部會子を用ひ、江河に沿うた州軍のそれは見錢と會子と半分づつ用ひるを許したことが見える。諸軍起發とは恐らく州軍から其の地方に駐屯する軍隊に提供すべき錢を指すので、それにも一定分數の會子を混用せしめることゝしたのであらう。右二個條は前に引用した紹興三十一年二月丙辰の記事に「凡上供軍需並同見錢」とあるに當るもので、願ふに會子務設立の際、簡單に綱領を定め置き、ついで右の如く細則を規定したのであらう。

五、會子と民間の使用 宋史食貨志下三、會子の條に、

會子初行。止於兩浙。後通行於淮浙湖北京西。除亭戶鹽本用錢。其路不通舟處。上供等錢。許盡輸會子。其沿流州軍。錢會中半。民間典賣田宅馬牛舟車等如之。全用會子者聽。

とあつて、上掲紹興三十一年七月乙未の詔と大體同様のことを述べて居るが、但だ、民間典賣田宅馬牛舟車等如之。全用會子者聽の二句は此れにだけあつて彼れには見えない。蓋し七月乙未の詔の原文にはかゝる文字もあつたのであらうが、要録にはこれを省略し、食貨志にはこれを存したであらう。これまで民間に於ける會子の使用には何の條件も定められて居なかつたが、こゝに至つて田宅馬牛等の典賣には錢と會子と中半に用ひしめることゝし

たのである。

六、行使の區域 繫年要録紹興三十一年七月乙未の詔には「詔新造會子許於淮浙湖北京西路州軍行使」とあるが、宋史食貨志會子の部には、上に引用したやうに「會子初行止於兩浙後通行於淮浙湖北京西」と云ひ、文獻通考九卷錢幣考二にも同様に述べて居る。要録紹興三十年十二月乙巳には「初命臨安府印造會子許於城内外與銅錢並行」とあるが、いはゆる城外は兩浙路一圓を指すと見て差支あるまい。臨安府で發行された會子及び其後戶部で發行された會子は行在並に兩浙で行使するを許され、三十一年七月以後、その範圍を推し擴げて淮南湖北京西に及ぼしたものと思はれる。

七、偽造者の處分 要録八卷一三十一一年二月甲子の條に、

詔偽造會子及扇搖之人並依見錢關子法。

とあつて、會子を偽造したものを見錢關子の法に依つて處分することが見える。見錢關子の法とは、同書八卷四紹興元年十月壬午の條に「有偽造者依川錢引抵罪」とあるのを指すので、第二章に述べた如く、その偽造者を流二千里に處することである。然るに文獻通考九卷錢幣考二には

三十二年○紹興十二月詔定偽造會子之罰犯人處斬賞錢一千貫如不願支賞與進武校尉。

とあり、宋史食貨志下三にも略同じ記事があつて、三十二年十二月、會子偽造者を斬に處することゝ定めたことを載せて居る。これは會子の偽造盛ならんとするを見て、その罪を重く

したものと思はれる。

八界及び發行額 會子創設の際には界の制度は存しなかつたやうである。文獻通考^{九卷}乾道三年正月の條には、

度支郎中唐豫言。自紹興三十一年。至乾道二年七月。共印過會子二千八百餘萬道。止乾道二年十一月十四日以前。共支取過一千五百六十餘萬道。除在官司樁管循環外。其在民間者。有九百八十餘萬道。云云。

とある。皇宋中興兩朝聖政^{卷四}及び建炎以來朝野雜記^{甲集卷一六}にも大體同様の記事が見え、それには九百八十餘萬道の道は貫若しくは緡に作られて居るが、その方が正しいやうである。紹興三十一年、會子務設立後、孝宗の乾道二年十一月に至るまでに發行された會子の數は一千五百六十餘萬枚で貫に直せばその二倍以上に及んだこと、思はれ、乾道二年の末、内庫左藏の銀を出して收換した結果、乾道三年には民間に流通するものが九百八十餘萬貫に減じたのである。かく初には界の制度も發行額も一定しなかつたが、乾道五年に至つて三年を一界とし、一界の發行定額を一千萬貫としたやうである。宋史食貨志^{下三}、文獻通考^{九卷}及び吳泳の鶴林集^{五卷}、乾淳講論會子五事の條にはこれを乾道四年のこととし、朝野雜記^{甲集}及び玉海^{八〇}には五年正月辛酉のこととして居るが、此の事は恐らく四年の終に朝廷の問題と爲り、五年正月に正式に決定されたので、決定の日附としては雜記や玉海にいふところの五年正月辛酉を認むべきであらう。尙ほ雜記には此の時兩界併用の制をも定めた

ことを載せて居る。

以上述べたところは、會子の由來、及び紹興の末から孝宗初年に亙つて次第に整備した其の制度の一斑である。

會子制度設立の後、初には猶ほ和糴資金調達の爲めに見錢關子を用ひた。これは、見錢關子の章に述べた如く、宋會要、市糴糧草の部、隆興元年七月二十五日、八月一日、九月十四日の條にその意味の記事が見え、又た乾道三年閏七月二十八日の條に、敷文閣直學士劉琪が江南湖南の和糴の弊を上奏したことを述べた後に、

上曰。可於江西取十萬、湖南五萬、以充和糴之數、令兩路繳回元給關子。庶幾不致科擾百姓、爲一方害也。

とあつて、江南湖南の上供米それ〴〵十萬五萬を取つて和糴に代へ、元降の關子を收回せしめたことが見え、四年五月三日、戸部の上言に、これも前に引用したのであるが、

朝廷每給降見錢關子。末茶引度牒乳香品搭錢銀。下江浙州軍和糴米斛。訪問多不遵元降指揮。置場和糴。却於民間科敷收糴。實爲搔擾。理合別行措置。今更不給降度牒關引。欲改降新印會子。品搭錢銀。支降本錢一百二十五萬貫。云云。從之。

とあつて、見錢關子度牒等を糴本とするの弊に鑑み、今後これを罷め、代ふるに新印の會子を以つてすることが見えるのに依つて窺ひ知られる。さうして乾道四年五月以後、事實見錢關子の給降が廢せられ、會子を錢銀に品搭して糴本に充てられたことは、會要市糴糧草の條

のその後に於ける歷年の事例に依つて立證されるのである。見錢關子と紙幣とは決して撞着するものでないが、紙幣が善く流通するに至れば、見錢關子を發行する必要はどういふ點から云つても著しく減すべき筈であり、見錢關子の取扱に拔くべからざる弊害の伴ふ以上、その廢止の考慮されるのも當然であらう。南宋の朝廷が會子創立後數年間猶ほ見錢關子を用ひ、ついでこれを罷めたのは決して異しむに足らぬ。

紹興六年、交子が廢せられて後二十餘年の間放棄されつゝあつた紙幣使用の政策が紹興末年に至つて再び取上げられ、三十一年以後は重要國策として力行されたのは何故であらうか。その理由の一つは錢の缺乏である。北宋時代、錢の最も多く鑄造されたのは神宗の時で、一時年々銅錢五百餘萬貫を鑄た。徽宗の時には、毎年二百八十餘萬貫を鑄るべき定めであつたが、實際の鑄造額はそれよりも餘程少かつたやうである。南渡の後、騷亂の爲め銅山が廢坑に歸したなどの事情に因つて銅の產出が大に衰へ、従つて錢の鑄造年額も激減して二十萬貫前後を算へるに過ぎなかつた。朝廷は或は採礦製煉に新工夫を試み、或は民間の銅器を收公して錢の原料に充てるなど種々努力し、その中膽銅製煉の法は稍成功したけれども、而も銅の產額を大に増加せしめるには至らず、鑄錢事業は依然として振はず、紹興三十一年の如きは、鑄造額僅に十萬貫であつた。かく鑄造萎靡を極めたに拘はらず、民間に於いては錢を銷鎔して銅器を造り、又た金國並に南海諸國に錢を輸出するものが多く、嚴刑酷罰を以つてしてもこれを阻止することが出來ず、錢の流通量は日に減退し、公私とも甚し

く不便を訴へたのである。されば、紹興の末に於いては、銅錢増鑄については此の上努力のしやうも無く、銅錢を離れて通貨政策の打開を圖るべき時期に際會しつゝあつたやうに思はれる。しかしこれだけの理由で會子制度がうち立てられたのではない。

南宋の朝廷は紹興十一年金と和し、兩國の間に爾來二十年許和平が繼續したが、紹興の末金主亮が位に即くに及んで、宋を滅して支那全土を併吞せんと志し、二十九年正月、先づ權場を廢し、公私の貿易を停止して、機密の漏洩を防ぎ、三十一年七月には亮親ら大軍を督して入寇し、十一月揚州に至つたが、こゝで部下の爲めに弑せられ、世宗がその後を繼いだ。宋でも翌三十二年八月、讓位が行はれて孝宗が立つた。この間、戰爭は猶ほ續けられ、孝宗の隆興二年十二月に至つて和親が成立したのである。されば行在會子務の置かれた紹興三十一年二月及び文武の俸給に於ける會子品搭の率の定められた同年三月は金主亮將に南寇せんとの諜報が南宋の朝野を驚かしつゝあつた時であり、新造の會子を淮浙湖北京西等に行使することゝせられた同年七月は金主亮が南伐の師を起した月である。さうして會子に關する様々の規則が逐次制定され、同時に一千五百六十餘萬道の會子が發行された紹興末期及び孝宗朝初期は兩國が交戦し、若しくは和議僅に成つて國內猶ほ多事なる時期であつたのである。會子が開戦後宋の軍費に使用されたことはいふまでもないが、會子務の設立會子制度の設定そのものが、既に、金との交戦を見越して軍費支辨に妨げなからしめんとする意圖で出でたものであるべく、衛涇の後樂集卷一 知福州日上廟堂論楮幣利害劄子に、

蓋官會之行。本助養軍。

とあるのは、光宗寧宗時代に書かれたものではあるが、肯綮に中つた言葉であらう。要するに、錢の缺乏の爲め貨幣政策の行きづまりつゝある時、多大の軍費を支辨する必要に迫られたので、會子制度を採擇し、財政問題と通貨とを併せて解決せんと試みたものであらう。

五 結 語

南渡の初から孝宗初年にかけて發行された見錢關子の性質、紹興六年に設けられ且つ罷められた交子並に紹興末年以後行はれた會子の規制について私の見るところは、あらまし右の如くである。

見錢關子と交子會子とは、南渡初期の當局者に依つて類似の作用あるものとして取扱はれた。即ち先づ見錢關子を行ひ、交子を設けて見錢關子を罷め、交子を罷めて復た見錢關子を用ひついで暫く見錢關子と會子とを併せ用ひ、やがて専ら會子を用ひたので、大體互に相交替せしめられて居るのである。されば宋史食貨志には會子の部に、文獻通考には錢幣考に、見錢關子のことを併せ述べ、繫年要録^{卷八}、紹興元年十月壬午、婺州見錢關子の條には、「東南會子法、蓋張本於此」と云ひ、會子の起源を見錢關子に擬して居る。これは見錢關子と交子會子と本質的に近似して居る爲めではない。見錢關子の財政上に利用された跡が交子會子に類似して居るからである。即ち見錢關子が本錢以上多量に發行され、官錢を他地方に送

る勞費を省くことの外、民間の資金を吸收する爲めに運用され、交子會子が比較的少額の本錢を以つて相當多額に發行され、收入不足を補填するの手段とせられるのと、財政上に於いて殆ど同じ意味を持つたからである。その性質からいへば、見錢關子は飽くまで約束手形であり、交子、會子は紙幣であつて、決して同一視されるべきものではない。

註

- 1 日野開三郎氏「南宋の紙幣見錢公據及び見錢關子の起源に就いて」(史學雜誌第四八編第七・八九號、昭和十二年七・八・九月)
- 2 曾我部靜雄氏「南宋の紙幣」(一)(社會經濟史學第七卷第七號、昭和十二年十月)
- 3 私の用ひた建炎以來繫年要錄は仁壽齋氏刊本である。以下も同様。
- 4 婺州は今の浙江省金華縣。
- 5 權貨務は茶引鹽鈔並に政府の專賣に屬する香藥寶貨を賣出すことを掌る官廳で、財物の濶糞ともいふべく、天子に直隸した。南渡後、初には杭州、越州、眞州に置かれ、ついで杭州と建康及び鎮江に置かれた。
- 6 宋史食貨志下三會子。
- 7 本文に引用した繫年要錄一〇一、紹興六年五月乙酉、首者の上奏に「許淮南江東路行使」とあるのがその例である。
- 8 賄の下に買の字を脱して居ること殆ど明瞭である。繫年要錄卷一八五、紹興三十年五月庚戌の條には「淮東總領所四十萬緡云云、聽商人以錢銀中半賄買」と見えて居る。
- 9 日野開三郎氏「南宋の紙幣見錢公據及び見錢關子の起源に就いて」(二)(史學雜誌第四八編八號)參照。

南宋初期に於ける見錢關子と交子及び會子

宋史卷三六八、王彥傳。

宋史翼卷一五に、明の虚熊の蘇州府志に依つて衛涇の傳を掲げて居る。それには福州を知したことはないが、初め工部尙書、吏部尙書、參知政事等と爲り、嘉定五年出で、知潭州と爲り、八年知隆興府と爲り、九年知揚州と爲り、十七年致仕し、寶慶二年卒したことを載せて居る。知福州と爲つた時は分らないが、寧宗治世中の事には相違なからう。

拙稿「交子關子といふ語の意味に就いて」(東方學報東京第六册)參照。

本文に引用した如く、林嗣の源流至論集續集卷四楮幣の部の本文には陳季若の請に依つて會子務を置いたやうに記し、原註には、會要を引いて、陳季若が先づ交子の法を行はんと請ひ、後、錢端禮の言に依つて會子を行つたとして居る。陳季若が、乾道五年、會子の兩界併用を奏請したことは、朝野雜記甲集卷一六、東南會子の條に見えるけれども、早く交子を行はんことを請うたことは、源流至論以外には見えない。顧ふに陳季若も當時の紙幣復興論者の一人であつて、早くからそれを主張したのかも知れないが、詳でない。ついでにいふ、朝野雜記乙集卷一六、東南收兌會子の條にも、甲集の東南會子に見える上述の記事と略同様な記述があつて、それには陳彌祚と爲つて居り、季若の眞は彌祚であつたらしい。